

エコマーク商品類型No.146

「まほうびんVersion1.3」

認定基準書

—適用範囲—

真空断熱構造を有する携帯用まほうびん、卓上用まほうびん、弁当用まほうびん、保温調理器に適用する。ただし、保温・保冷のために電気、ガス、石油、その他のエネルギーを使用するものは除く。

制 定 日 2010年 9月 1日
最新改定日 2020年 9月 1日
有 効 期 限 2027年 8月 31日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型No.146「まほうびんVersion1.3」認定基準書

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、湯沸かしや調理時にかかるエネルギー消費量の削減につながる断熱容器や調理器具、消費者の環境に配慮した行動につながる断熱容器や調理器具にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

2. 適用範囲

真空断熱構造を有する携帯用まほうびん、卓上用まほうびん、弁当用まほうびん、保温調理器に適用する。ただし、保温・保冷のために電気、ガス、石油、その他のエネルギーを使用するものは除く。

3. 用語の定義

まほうびん	中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、容器にステンレス鋼製の真空二重容器を使用したものであって携帯用、卓上用、弁当用のもの。 材料や用途などによる区分は、JIS S2006「まほうびん」に従う。
保温調理器	調理鍋に具材を入れて加熱し、十分な温度になったところで加熱をやめ、ステンレス製の真空二重容器を使用した保温容器に移すなど余熱で保温調理することを目的としたもの。
容量	●保温調理器 調理鍋の縁までの満水容量、または保温容器の実容量 (リットル単位)
消耗部品	製品の使用による経年劣化等により、交換することを前提とした部品。本商品類型では以下に例示する部品、その他の付属品をいう。 ●携帯用まほうびん ・中栓、中栓ゴム (パッキン) ●卓上用まほうびん ・中栓、中栓ゴム (パッキン)、揚水パイプ ●弁当用まほうびん ・ごはん容器とおかず容器とスープ容器などのパッキ

	ン ●保温調理器 ・特に設定無し
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
保温・保冷効力	JIS S2006「まほうびん」に規定された試験方法による保温・保冷効力。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の
大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連
する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順
守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報
告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再
発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域（工場が外国の場合は当該
国）の環境法規などを順守していることに関し、申込製品を製造する事業
代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記
載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反
があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意など
も含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の
写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録
文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェッ

ク結果)

- (2) 製品に使用する金属材料は、使用材料の選択において、以下a.～d.のうち2項目以上に適合すること。
- a. 金属素材の組成は、使用後の同系統の素材へのリサイクルを想定し、日本における汎用的な成分の素材を使用している
 - b. 希少金属（経済産業省 鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において定義される31 鉱種）の消費を出来る限り抑えている（金属素材の化学成分については、製品が該当するJISに従うこと）
 - c. 製品は、分離選別が困難な異なる合金種（SUS304とSUS316など）を組み合わせて使用していない（ただし、保温調理器は本項目を適用しない）
 - d. 製品中のその他の材料から、特別な工具などを使用せず、金属部品を分離可能である（表面処理などを除く）

【証明方法】

別紙「金属材料に関するチェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて、提出すること。

- (3) 製品に使用されるプラスチック材料（本項では樹脂そのものを指し、着色材、フッ素樹脂加工は本項目を適用しない）は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (4) 製品の包装は、省資源、再使用やリサイクルの容易さに配慮されていること。具体的には、輸送・保管時に製品保護のために必要最低限の梱包となっており、かつ、廃棄時に工具などを使用することなく材質毎に分別が可能であること。

包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、製品の包装状態および包装材料を記載した資料（包装仕様書など）を提出すること。

- (5) 製品の長期使用の体制が整備されていること。具体的には、ユーザが交換できる「3.用語の定義」にいう消耗部品の供給期間が、申込製品の生産終了後、最低5年間確保されていること。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】

消耗部品の供給期間が、申込製品の生産終了後、最低5年間確保されていることおよび消耗部品の注文方法をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。

- (6) 製品は、再度の湯沸かしにかかるエネルギーの削減や、冷蔵庫の開閉頻度を少なくすることに役立つよう、保温性能が高いこと。具体的には、製品の保温・保冷効力が表1～4の基準値に適合すること。

表1 ガラス製まほうびんの保温効力(°C)

中瓶容量 ^{注a)} (L)	10時間	
	内口径40mm	内口径45mm
0.75	64以上	—
1.0	66以上	65以上
1.3	70以上	69以上
1.6	72以上	71以上
1.9	—	73以上
2.2		74以上
2.5		75以上
3.0		

注a) 中瓶容量は、中瓶の満水容量
(中瓶の口頭部までの容量)

表2 ステンレス鋼製まほうびんの保温効力(直飲式の保冷専用を除く)(°C)

容量(L)	携帯用まほうびん			卓上用まほうびん			弁当用まほうびん	
	6時間			10時間			6時間	
	一般式			直飲式	一般式	空気圧 利用式	一般式	直入式
	内筒の内口径							
φ39 mm 未満	φ39 mm 以上 φ54 mm 未満	φ54 mm 以上						
0.3未満	62以上	-	-	47以上	-	-	45以上	48以上
0.3以上 0.4未満	66以上	64以上	-	53以上	-	-		
0.4以上 0.6未満	70以上	68以上	66以上	58以上	-	-	51以上	54以上
0.6以上 0.9未満	74以上	72以上	70以上	62以上	57以上		59以上	62以上
0.9以上 1.2未満	77以上	75以上	73以上	66以上	61以上			
1.2以上 1.5未満	80以上	78以上	76以上	-	65以上	61以上	64以上	-
1.5以上 1.8未満	82以上	80以上	78以上	-	68以上	64以上		
1.8以上 2.3未満	-	81以上	79以上	-	70以上	66以上	68以上	
2.3以上	-	-	80以上	-	71以上	67以上		

表3 ステンレス鋼製の携帯用まほうびん
直飲式(保冷専用に限る)の保冷効力(°C)

容量(L)	6時間
0.3未満	13以下
0.3以上 0.4未満	
0.4以上 0.6未満	11以下
0.6以上 0.9未満	10以下
0.9以上 1.2未満	9以下
1.2以上 1.5未満	
1.5以上 1.8未満	
1.8以上 2.3未満	
2.3以上	

表4 保温調理器の保温効力(°C)

容量(L)	6時間
1.0以上	60以上

【証明方法】

保温・保冷効力について、第三者機関または、自社などによる試験結果を提出すること。

- (7) 製品のうち内容物に触れる部分は、食品衛生法にもとづくカドミウム、鉛の溶出試験に適合すること。

【証明方法】

当該物質の溶出について、食品衛生法に基づく試験結果を提出すること。

- (8) 保温調理器については、製品付属の取扱説明書などで、代表的な料理ごとの保温調理時間、効率の良い保温調理方法について情報提供を行っていること。

【証明方法】

保温調理方法に関する情報提供をしている取扱説明書などの該当部分を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (1) 携帯用まほうびん、卓上用まほうびん、並びに弁当用まほうびんは、JIS S2006「まほうびん」に適合していること。保温調理器は、自社規格などにより、品質管理がなされていること。

なお、ガラス製まほうびん、ステンレス製携帯用まほうびん、およびステンレス製卓上用まほうびんの品質表示は、家庭用品品質表示法－雑貨工業品品質表示規程に従っていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。ガラス製まほうびん、ステンレス製携帯用まほうびん、およびステンレス製卓上用まほうびんについては、品質表示の内容が確認できる写真や設計書を併せて提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

なお、本項目への対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 製品に使用する金属材料は、使用後の同一素材へのリサイクルに阻害となる元素（例：鉄鋼材料（圧延材）における銅や錫など）を構成素材としていない（鍍金、コーティングを含む）。または容易に分離ができる。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とし、携帯用まほうびん、卓上用まほう

うびん、弁当用まほうびん、保温調理器毎とする。但し、製品の大小および色調による区分は行わない。

- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク (英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2010年9月 1日	制定 (Version1.0)
2011年3月 1日	改定 (6.(2)マーク表示 Version1.1)
2012年7月13日	改定 (6.(3)(4)削除 Version1.2)
2016年3月15日	有効期限延長
2019年4月 1日	改定 (6.(2)マーク表示)
2020年9月 1日	改定 (JIS S2006の改定に伴う改定 Version1.3)
2021年3月 1日	有効期限延長
2027年8月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。